

① 議会ゆがわら

平成18年 2月

No.57

湯河原町議会のホームページ <http://www.town.yugawara.kanagawa.jp/>
湯河原町議会のE-mail gikai@town.yugawara.kanagawa.jp

編集/発行 湯河原町議会
〒259-0392
神奈川県足柄下郡湯河原町中央二丁目2番地1
TEL 0465-63-2111(代) FAX 0465-63-9674



湯河原梅林

(中村和久氏 撮影)

春よ、来い！.....

12月 定例会

11/28 ~ 12/9

1月 臨時会

1/16

主な内容	
委員会だより.....	2 ~ 4
一般質問.....	4 ~ 6
条例の制定・改正.....	6 ~ 7
補正予算.....	7
審議と賛否.....	8

12月定例会・1月臨時会

平成17年第5回湯河原町議会「12月定例会」は、11月28日に開会され、会期12日間（本会議開催3日間）にわたり開催されました。

この定例会では、条例、補正予算、町道路線の認定など議案20件、陳情審査1件を審議しました。年が明けて1月16日、平成18年第1回湯河原町議会「1月臨時会」が開催され、条例、補正予算など議案3件を審議しました。

委員会だより

湯河原町議会委員会条例により、事務の調査及び議案・陳情等を審査する常任委員会と、特定の事件を審査・調査する特別委員会が設置されています。

総務文教・福祉 常任委員会

付託された議案
委員会に付託された議案

築及び昭和53年建築の家屋分に対する課税が、平成6年度から平成17年度までの間、誤っていたこと及び国民健康保険料にも影響しているとの説明を受けました。

委員からは、誤った経過や、対象となる方々への対応、再発防止策などについて質疑がありました。

また、返還要綱を提示するとともに、早急に対応するよう要望しました。

国民健康保険事業について

平成17年度の医療費の支出状況の説明を受けました。

国民健康保険事業は、支出額に応じて収入額を確保しなければならず、医療の需要によつて変動する支出額を抑制することは難しいため、予防医学的な事業の展開や収納率の更なる向上を要望しました。

美術館の運営について

報告事項
アスベスト含有分析調査結果について

町有施設におけるアスベスト成分分析を専門業者に依頼した結果の報告を受けました。

また、アスベスト含有天井材が使用されていた孫込住宅は、濃度測定結果が一般環境と同程度であったことと、以前住んでいた方たちを含め、お住まいの方たちの健康診断の結果に異常が認められなかったとの報告を受けました。

平成17年度土地利用調整委員会の審議状況について

平成17年度収納状況について

障害者自立支援法の概要について

平成18年度町立保育園入園募集について

湯河原町老人保健福祉計画（第3期介護保険事業計画）について

地域包括支援センターについて

平成17年度湯河原小学校C棟耐震大規模改修工事の進捗状況について

環境・観光産業 常任委員会

付託された議案・陳情

議案第79号「湯河原町水道事業給水条例の一部改正」は、細部にわたる審査が必

要と認められ、委員会に付託されました。

水道料金は、平成13年4月に改定を行い、黒石配水池の建設、老朽化した施設の改良及び新設水道管の布設等を実施し、良質な水道水の供給と効率的な事業の運営に努めてきましたが、平成16年度末で累積欠損金が7、800万円となりました。

安全な水道水を求められる昨今、法令による水質管理の対応及び地震・災害等に対処するため、既存施設の改修及び老朽化した施設の改良等施設整備を施工していく必要があり、事業の健全な経営のために水道料金の見直しについて審議を重ねました。

委員からは、利用者負担の観点や運営経費など、様々な角度からの質疑・意見がありました。

本条例は、審査の結果、料金に関する内容を一部修正して可決することに決定しました。

議案第95号「湯河原町下水道条例の一部改正」は、細部にわたる審査が必要と認められ、委員会に付託さ

れました。
下水道使用料は、平成8年度に作成した『湯河原町公共下水道マスタープラン』の提言を受け、平成9年6月に改定しました。

改定の際、「5年ごとに改定」する考えがありましたが、真鶴町との合併を控え、料金改定が見送られてきました。

平成16年度末現在、本町の下水道行政人口普及率は86.9%と、町村の中ではトップクラスの普及率を達成していますが、独自で運営していくためには、一般会計からの繰出金の抑制が求められており、事務事業コストを縮減するとともに、普及促進・収納体制を強化し、さらに下水道使用料についても早期の見直しが必要となっています。

委員からは、繰出金の内容や他の市町村の運営状況について質疑・意見がありました。

本条例は、審査の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

陳情第12号「マンション建設に関する水路現況維持の陳情書」は、審査の結果、

町に対して起業者から開発指導要綱による事前協議書が提出されていない段階で、審議すべき事案でないことから不採択と決定しました。

説明事項

源泉の取得について

椿ライン沿いにある町営1号及び4号源泉に隣接している2つの源泉の取得について説明を受けました。

取得による効果は、揚湯を抑制することができ、資源の保護が図れる。流入不足時に、どの区域への配湯も補うことができる。

流入源泉の事故等による揚湯停止時に流入量の確保が図れる。維持管理がしやすく、流入施設整備費が少額で整備できる。流入量の確保により温泉買上料の減少が図れる。などが挙げられます。

報告事項

幕山公園休憩所設置について

火災予防条例施行規則の一部改正について

国民保護法と国民保護計画について

平成17年度夏季行事決算

について

「梅の宴」実施計画案について

緑の基本計画案について
源泉時間別流入・給湯量について

千歳通り1号線災害復旧について



取得した源泉

広域行政特別委員会

説明事項

湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会提出案件について

後日開催された真鶴町との広域行政推進協議会の提出案件について説明を受け、質疑及び内容の確認を行いました。主な内容は、次のとおりでした。

ア湯河原町・真鶴町広域行

政推進協議会役員の変更に

ついて
イ平成17年度事業計画への追加事業について

ウ水道事業における責任消費量について

エ下水道事業における特別負担金について

報告事項

し尿等共同処理検討状況について

熱海市とは、この件について過去4回の検討会を開催しています。

前回までの検討内容と、今後の予定として、処理施設建設の候補地などを検討していくとの報告を受けました。

国内外親善都市推進特別委員会

説明事項

平成17年度国内外親善都市交流状況について

報告事項

三原市親善都市子ども交流推進事業について

8月13、14日に広島県三原市で実施された「親善都

市子ども交流」は、町内3小学校の児童39名が参加しました。



三原市での「湯河原やっさ踊り」

交流の目的である「湯河原やっさ踊り」を見てもらい、湯河原を知ってもらう。『三原市の歴史を知り、湯河原を見つめ直す。』『三原市の子もたちと話し合い、仲良くなる。』ことを参加した児童たちが達成したとの報告を受けました。

ポートステイブンス市中学生派遣事業について

本年度は、8月18日から26日の9日間にわたり、湯河原中学校2年生4名と引率者1名により実施されました。

この事業は「湯河原町の将来を担う青少年が、地域

に根ざした国際交流を体験することにより、視野を広め、心豊かな人材の育成をする。』ことを目的とするもので、英文文及びヒアリングなどの試験により選考された4名の生徒が事前研修を受け、現地へ出発しました。

派遣期間中は、ホームステイやクリスマスキャンカレッジでの授業などにより地元の人たちとの交流を深め、オーストラリアの自然を体験したとの報告を受けました。



ポートスティーブンス市中学生派遣事業

当委員会は、生徒にとって貴重な体験となるこの事業を、今後、民間なども交えてより充実させていくことを要望しました。

あたらしいまちづくり調査特別委員会

構造改革特別区域計画(案)について

2004年にイタリアで開校した食の大学(スローフード大学)に続き、本町においても「スローフード大学」を誘致し、この大学が牽引的な役割を担い、当町の特性を活かしながら、第一次産業(農業)、第二次産業(製造業)、第三次産業(観光サービス業)が協働し、産・官・学が連携した取組ができることを目標としています。

委員会当日は、この事業を計画している法人の社長をはじめ、役員の方々に出席していただき、概要や今後のスケジュールについて説明を受けました。

第一分科会の報告

9月定例会以降、旧第1分科会と旧第2分科会を統合。7名の委員による第1分科会を新たに設置し、經常収支比率、公債費比率、負担金、分担金及び助成金等の審議を行いました。負担金及び分担金は、一

覧表をもとに質疑を行い、支出額が多い項目のヒアリングを行いました。

第二分科会の報告

9月定例会以降、旧第3分科会と旧第4分科会を統合。7名の委員による第2分科会を設置し、事務事業(湯河原町森林づくり条例案(仮称)湯河原まちづくり基本条例案及び湯河原町の活性化に向けた具体的な対策等の審議を行いました。

また、平成16年度事務事業のヒアリングを引き続き行いました。

ゆがわら2001プラン後期基本計画案について

議員定数問題等に関する特別委員会

9月定例会において、常任委員会の数と所管事項、議員定数に関する報告書を議長へ提出した当委員会は、現在、「議会基本条例」制定に向けて検討を進めていきます。

「議会基本条例」は、町民の代表機関として議会の役割が増してきたことを受け、議員の代表意識の高揚

重要な意思決定、牽制・批判・監視など議会の制度と運営を改めて見直し、新しい時代に即応した議会を目指すための条例です。

一般質問

町の一般事務について議長の許可を得て質問することが出来ます。

質問者は、議長に質問事項を通告しなければなりません。

質問は、定例会初日に行われ、質問時間は、答弁を含め一人50分以内となっております。

質問者 小澤眞司議員

介護保険負担増に対する負担軽減制度の活用について

改正介護保険で、介護施設における食費、居住費が全額負担になりました。高齢者や低額所得層が増

税となり、介護施設入所者の利用者負担金も大幅に引き上げるとは、町民の負担を更に増加させていくこととなります。

負担増を軽減させていくためにも、行政から各種制度の活用を提案していくことが必要ではないでしょうか。次の3点をお伺いします。(要介護認定時の障害者控除対象者認定書発行について)

介護認定時に税金の申告上、障害者控除を受けるための障害者控除対象者認定書を渡すべきではないでしょうか。(介護施設での食費・居住費負担軽減対策について)

介護施設入所者の家族と一緒にあって、介護負担の軽減の対策を進めていく必要があると思いますが、どうお考えでしょうか。

(介護サービスセンター事業の活用について)

介護サービスセンター事業を独立して介護支援を展開していますが、入所待ち、居宅介護の人たちに対する対応について、どのように事業展開をしていきますか。

12月と2月の町広報紙に、

障害者控除対象者認定制度の概要と、認定書を取得するための申請手続き方法などを掲載し、周知に努めております。

介護保険法の要介護認定者につきましては、所得税法上の規定はありませんので、即時に障害者控除の適用を受ける障害者とはならないと考えております。

また、介護保険法における要介護認定と身体障害者福祉法における障害認定では、その判断基準が異なっておりますので、一律に当てはめることは困難です。

現在、町では公平性・中立性を確保する観点から、対象者やその家族による申請を受け、個々の対象者に即した認定を行い、障害者控除対象者認定書を発行する方法で実施しております。

入所者やその家族の利用者負担が過重にならないよう、負担上限額を設定して補足的給付を行う「特定入所者介護サービス費」が創設されました。

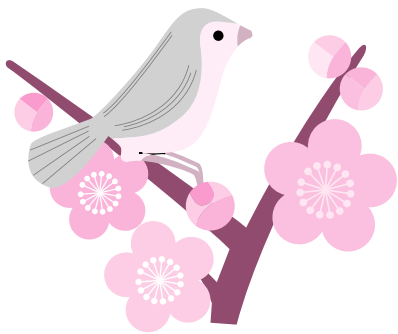
このサービスを受ける際の判断は、居住及び生計の実態により判断することとなっておりますので、施設

入所者やその家族に対し、介護保険法の趣旨に沿った対応ができるよう、個別に相談を受けたいと考えております。

介護保険法では、可能な限り、要介護者が自宅において自立生活を営むことができるようにする。』ということを理念の一つとして掲げております。

介護サービスセンターでは、この理念に沿ったサービスの提供を行い、施設入所待ちの方の対応につきましては、住み慣れた地域や自宅で自立した日常生活が営めるよう、更に適切な利用者支援を図ってまいりたいと考えております。

また、平成18年度から施行される改正介護保険法に



より、地域包括支援センターを設置することが規定されました。

このセンターを中心として、介護サービスセンターをはじめ、町内の居宅介護支援事業所等の介護サービス提供事業所との連携強化を図り、施設入所待ちの要介護者や在宅の要介護者への支援を行うてまいりたいと考えております。

質問者 丸山孝夫議員

Q 小さな行政を目指し、役場職員の削減と民間委託の拡大について

私は、小さな行政ということを普段から考えていますが、どのような考えがあるかお伺いします。

国・県も行財政改革を進めていますが、町職員削減について、どのような考えがありますか。

今回の議員定数の削減について、行政はどう評価していますか。

先日、猪瀬直樹氏の話を聞く機会があり感銘を受けました。猪瀬氏は道路公園の例を挙げながら、役所が

コスト意識を持つことが大事だと話されましたが、職員がコスト意識を持つようになることについてどう考えていますか。

本町では保育園5園が町営ですが、真鶴ではすべての保育園が民営で、保育料にも格差が出ています。1園だけでも民間化を図ることや、ごみの収集業務委託の拡大、温泉事業の民営化、町営施設管理の民間委託など、町民負担の軽減につながる民間委託についてお伺いします。

A 第3次定員適正化計画の取組方針を基本に、合理的な組織の構築に努め、費用対効果が得られる業務や施設の管理運営等は、行政責任の確保に留意しながら、民間委託等について検討し、一層の定員管理に取り組みでいきたいと考えております。

議会が率先して定数の削減をすることにより、他の行財政改革の推進に当たり、先導的役割を果たすものと考えております。

職員が明確なコスト意識を持って行財政を運営する

ため、バランスシート及び行政コスト計算書を作成しているほか、紙の減量化をはじめ、消灯による電力消費の節約など、身近なコスト削減にも積極的に取り組んでおります。

また、委託しておりますた執務室のごみ収集・搬出や、茶器等の洗い物・片付け等も、今年度から職員自身が行っております。

事業・施策の目的や成果を考え、効率的な行政運営を追及するコスト意識を持つて職務を遂行することが重要であり、コスト分析に必要な着眼点と、幅広い視点を養う人材育成研修の実施を推進していきたいと考えております。

町立保育園のうち1園を民間に譲渡し、私立保育園とした場合の運営費の試算をしたところ、臨時保育士及び臨時調理師を減らしても、保育委託料及び民間保育所運営費補助金を上回り町の負担が増となる結果が得られました。現在、全国の市町村で公立保育園の民営化が進められていますので、先進地の事例を収集して、長所・短所を研究し、

民間委託について検討を続けていきたいと考えております。

ごみ収集業務は、順次民間委託を拡大し、行政サービスの効率化を図っていく必要があると考えております。

温泉事業は、技術が必要とする業務は民間委託を行っております。各施設の日常管理は、職員が異常の早期発見、早期対応に努めています。経費削減やサービスの向上につながる民間委託の実施につきましては、思い切った方策を考えなければならぬと思っております。

町管理施設の民間委託の拡大は、行財政改革の柱として推進しておりますが、経済性のみを追求しますと、住民サービスの低下を招く恐れもありますので、慎重かつ多面的に検討していきたいと考えております。

(その他の質問)
「市民の負担軽減のために都市計画税の段階的削減を行うこと」

質問者 長谷川俊子議員

Q 小中学校における町民聴講生制度の創設について

本町は、生涯学習の推進に大変力を入れております。早くから、町民大学も開かれ、内容も多岐に渡っております。また、町内各小・中学校も学校公開日を設ける等、親や家族、地域に開かれた学校づくりが少しずつ進められております。

この聴講生制度は、学校教育と生涯学習の基礎を学ぶ場として、もう一度学びたいという町民に、小・中学校の再学習の機会を提供する制度です。地域参加型学校づくりの一環として、町民聴講生制度の創設を提案いたします。行政の考えをお聞かせください。

町民聴講生制度は、学校教育を生涯教育の基礎を学ぶ一つの段階としてとらえ、様々な事情により学校教育が十分受けられなかった人や、もう一度基礎を身に付

けたいという町民に、再度学習の場を提供する制度と認識しております。

文部科学省は、地域に開かれた学校づくりのために、地域参加型の学校づくりを進めています。本町の学校では、英語に親しむ学習や、総合的な学習の時間、クラブ活動など、様々な形で地域の方に講師として参画していただいております。また、『学校へ行こう週間』の期間中には、児童・生徒の授業や学校生活等を、保護者をはじめ多くの地域の方々が度々来校し、参観していただいております。



町民大学

しかしながら、小・中学校は義務教育の場であり、ですので、児童・生徒と一緒に

に同じ教室で町民の方が勉強することには、様々な課題があると考えられますが、学校運営における新しい教育のあり方としての付加価値が期待できるものと考えております。

また、生涯学習の場としての学校、開かれた学校づくりの観点からも、どのような形でこの制度を受け入れることができるのか、学校と共に研究してまいりたいと考えております。

(その他の質問)
「ファミリー・サポート・センター事業の導入」
「産褥期(出産後6〜8週間)子育て家庭へのヘルパー派遣事業の推進」
「里親制度の啓発」

条例制定

湯河原町行政財産の目的外使用に係る使用料条例

行政財産の目的外使用とは、地方公共団体が行政目的を遂行する過程において、行政財産を本来の用途又は

目的を妨げない限度において使用させることをいい、その使用につき使用料を徴収することが認められていますが、条例の定めるところによらなければその使用料を徴収することができないため、新たに条例を制定しました。

条例改正

湯河原町職員の給与に関する条例

人事院勧告に基づき、国家公務員の給与が改定されたことに伴い、これに準じて町職員の給与等を改定するため、条例の一部を改正しました。

人事院勧告：人事院が国家公務員の給与・勤務条件などの待遇の改善について、国会及び内閣に勧告すること。

湯河原町水道事業給水条例

現在の水道料金は、平成13年度から平成17年度の5か年を料金算定期間として改定したもので、この間、

給水の安定供給を図るため、施設整備を行い、良質な水道水の供給と効率的な事業の運営に努めてきました。今回の水道料金の改定は、累積欠損金を解消し、経営基盤の強化を図るとともに、今後の配水設備の改良事業等に対応するため、水道料金を引き上げることについて原案の料金体系等を修正した上で、条例の一部を改正しました。

湯河原町下水道条例

下水道使用料は、平成9年6月1日の改定以来据え置いており、この間、安定した処理水の確保を図るため施設整備を行い、環境保全に努めてまいりましたが、建設当初の公債費償還等が下水道会計を圧迫しています。

このため、下水道事業の経営基盤の強化を図るとともに、今後の施設整備等に対応するため、下水道使用料を引き上げることについて、条例の一部を改正しました。

公債費：国又は地方公共団体が歳出の財源を得るため、また一時的な資金不足を補う

ために、国民などから借り入れる金銭の債務。また、その債券。債務者が国の場合を国債、地方公共団体の場合を地方債という。

湯河原町特別職の職員の給与に関する条例

固定資産税の家屋分の評価替えに係る課税誤りについて、町民及び納税者の課税事務に対する信頼を失墜させたことによる責任を明らかにし、特別職の職員の給与を暫定的に減額するため、条例の一部を改正しました。

陳情審査

件名
「マンション建設に関する水路現況維持の陳情書」

環境・観光産業常任委員長報告を採決した結果、賛成多数で不採択と決定しました。

平成17年度 12月補正予算の結果

会 計	補正額	補正後の額	概 要
一 般 会 計	2,015万円	79億7,482万円	児童福祉事務経費、予防接種事業、道路占用掘削跡舗装復旧事業、町営孫込住宅アスベスト対策事業、農林水産施設災害復旧事業など
国民健康保険事業特別会計	8,049万円	32億3,260万円	診療報酬、補装具・柔道整復師施術料外
下水道事業特別会計	513万円	17億5,263万円	消費税、浄水センター維持管理事業、予備費
老人保健医療特別会計	2億4,371万円	27億0,278万円	老人医療給付費、老人医療費支給費、老人高額医療費
介護保険事業特別会計	6,043万円	16億0,795万円	介護サービス費、特定入所者介護サービス費

水道事業会計

収 益 的 支 出	補正額	補正後の額	概 要
	556万円	4億8,206万円	各施設の運営管理費、事業活動に関する費用の増額

温泉事業会計

収 益 的 支 出	補正額	補正後の額	概 要
	433万円	2億5,467万円	送湯及び給湯施設の維持管理費、事業活動に関する費用の減額

資 本 的 支 出	補正額	補正後の額	概 要
	541万円	1億1,159万円	機械及び装置購入費外、送湯施設整備費の減額

平成17年度 1月補正予算の結果

会 計	補正額	補正後の額	概 要
一 般 会 計	6,388万円	80億3,870万円	過年度支出金、還付加算金
国民健康保険事業特別会計	9万円	32億3,251万円	過年度支出金、還付加算金の支払に伴う予備費の取り崩し

審議した議案と各議員の賛否 (平成17年12月定例会)

は賛成、×は反対を表しています。

議案番号	議案名	議員名													審議結果		
		露木寿雄	高橋延幸	室伏重孝	富田幸宏	半川義輝	長谷川俊子	土屋誠一	杉本光明	原田洋	佐々木征坡	小澤眞司	松野満	丸山孝夫		北村幸則	青木昭久
77	湯河原町行政財産の目的外使用に係る使用料条例の制定について																可決
78	湯河原町職員の給与に関する条例の一部改正について											×					可決
79	湯河原町水道事業給水条例の一部改正について										×		×				
80	平成17年度湯河原町一般会計補正予算(第5号)																可決
81	平成17年度湯河原町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)																可決
82	平成17年度湯河原町下水道事業特別会計補正予算(第2号)																可決
83	平成17年度湯河原町老人保健医療特別会計補正予算(第2号)																可決
84	平成17年度湯河原町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)																可決
85	平成17年度湯河原町介護サービスセンター事業特別会計補正予算(第1号)																可決
86	平成17年度湯河原町水道事業会計補正予算(第2号)																可決
87	平成17年度湯河原町温泉事業会計補正予算(第1号)																可決
88	町道路線の認定について																認定
89	町道路線の認定について																認定
90	町道路線の認定について																認定
91	町道路線の認定について																認定
92	町道路線の認定について																認定
93	町道路線の認定について																認定
94	神奈川県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について																可決
95	湯河原町下水道条例の一部改正について											×		×			可決
96	上告の提起及び上告受理申立について																可決
17陳情12	マンション建設に関する水路現況維持の陳情書	×												×			不採択

(平成18年1月臨時会)

1	湯河原町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について																可決
2	平成17年度湯河原町一般会計補正予算(第6号)																可決
3	平成17年度湯河原町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)																可決

修正可決(修正案を可決し、修正した部分を除く原案を可決しました。)

傍聴のご案内

本会議及び常任・特別委員会は、傍聴ができます。(本会議場の傍聴席は25席ございます。なお、委員会の傍聴は、先着6名様とさせていただきます。)
受付/開催日の午前9時から
場所/第1庁舎2階 議会事務局

- 3月議会日程
- 2月28日(火) 本会議(一般質問)
 - 3月1日(水) 本会議(条例補正予算当初予算)
 - 2日(木) 広域行政特別委員会
国内外親善都市推進特別委員会
議員定数問題等に関する特別委員会
あたらしまちづくり調査特別委員会
 - 3日(金) 議員定数問題等に関する特別委員会
 - 6日(月) 環境・観光産業常任委員会
 - 8日(水) 総務文教・福祉常任委員会
 - 9日(木) 本会議(総括質問・予算質疑)
 - 13日(月) 予算審査特別委員会
 - 14日(火) 予算審査特別委員会
 - 15日(水) 本会議(委員長報告等)
 - 17日(金) 本会議(議案審査等)

編集後記

次号から、編集委員会の委員が変わりますが、今後ともご愛読くださるようお願い申し上げます。
皆様の「議会ゆがわら」に関するご意見・ご要望をお待ちしています。

議会だより編集委員会

- 委員長 青木 昭久
- 副委員長 原田 洋
- 委員 長谷川俊子 土屋 誠一
- 委員 杉本 光明 小澤 眞司